納税通知書見本とその内容

A 所得金額

収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得」といいます。給与、公的年金等の収入は下記の計算式で所得金額を計算します。

※特定支出控除、所得金額調整控除の適用がされている場合は、下記の計算式で算出した金額と異なります。

《 給与所得の場合 》 単位：円

給与収入	給与所得
0～ 550,999	0
551,000～1,618,999	給与収入−550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	給与収入÷4★×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	給与収入÷4★×2.8−80,000
3,600,000～6,599,999	給与収入÷4★×3.2−440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入×0.9−1,100,000
8,500,000以上	給与収入−1,950,000

★1,000円未満の端数切捨

《年金所得（公的年金等に限る）の場合》 単位：円

年齢	年金収入	公的年金等の雑所得（公的年金等の雑所得以外の所得の合計が1,000万円以下の場合）
65歳以上の方（昭和35年1月1日以前生）	0～1,100,000	0
	1,100,001～3,299,999	年金収入−1,100,000
	3,300,000～4,099,999	年金収入×0.75−275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入×0.85−685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入×0.95−1,455,000
	10,000,000以上	年金収入−1,955,000
65歳未満の方（昭和35年1月2日以降生）	0～ 600,000	0
	600,001～1,299,999	年金収入−600,000
	1,300,000～4,099,999	年金収入×0.75−275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入×0.85−685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入×0.95−1,455,000
	10,000,000以上	年金収入−1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が「1,000万円超2,000万円以下」の場合は上表で算出した金額に10万円を加算した金額、「2,000万円超」の場合は上表で算出した金額に20万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。

※この年金所得は「雑所得」に分類されるため、納税通知書では他の種類の雑所得と合算して「雑所得（年金等）」と表記されています。

D 調整控除等（調整控除）

※この欄には便宜上、定額減税の額を合わせて表示しているため「調整控除等」としています。

合計課税所得金額 200万円以下の場合	下記(a)・(b)のいずれか少ない金額の5%★ (a) 所得税と住民税の人的控除の差額（合計額） (b) 住民税の合計課税所得金額
合計課税所得金額 200万円を超える場合	{上記(a)−（上記(b)−200万円）}×5%★ (注)この額が2,500円未満の場合は、2,500円

★5%の内訳は、特別区民税3%、都民税2%です。

※合計所得金額2,500万円超の場合は、控除の適用はありません。

【合計課税所得金額】

課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

E 税額控除

住宅ローン控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）など

種別によって計算方法が異なります。

主な税額控除の計算は納税通知書の裏面「7 住宅借入金等特別税額控除」、「8 寄附金税額控除」をご覧ください。

C 所得割額（税額控除等前）

特別区民税	6 %
都 民 税	4 %

上記の税率は、総所得、退職所得、山林所得に対する税率です。

他の所得に対する税率は、納税通知書の裏面「2 税率」をご覧ください。

G 均等割額

特別区民税	3,000円
都 民 税	1,000円

区内に住所のある方等が一律に負担していただくものです。

均等割額の軽減については、納税通知書の裏面「2 税率」をご覧ください。

H 森林環境税額

森林環境税	1,000円

国内に住所のある個人に対して課税される国税です。

均等割と併せて課税されます。

賦課期日（課税対象の年度【＝相当年度】の1月1日時点）の氏名・住所が表示されます。
※住民税は、相当年度の1月1日の住所地の区市町村で課税されます。

○○は、実際に課税決定を行った年度【＝賦課年度】です。
△△は、課税対象の年度【＝相当年度】です。

お問合せの際は、ここに表示されている「宛名番号」をお知らせください。

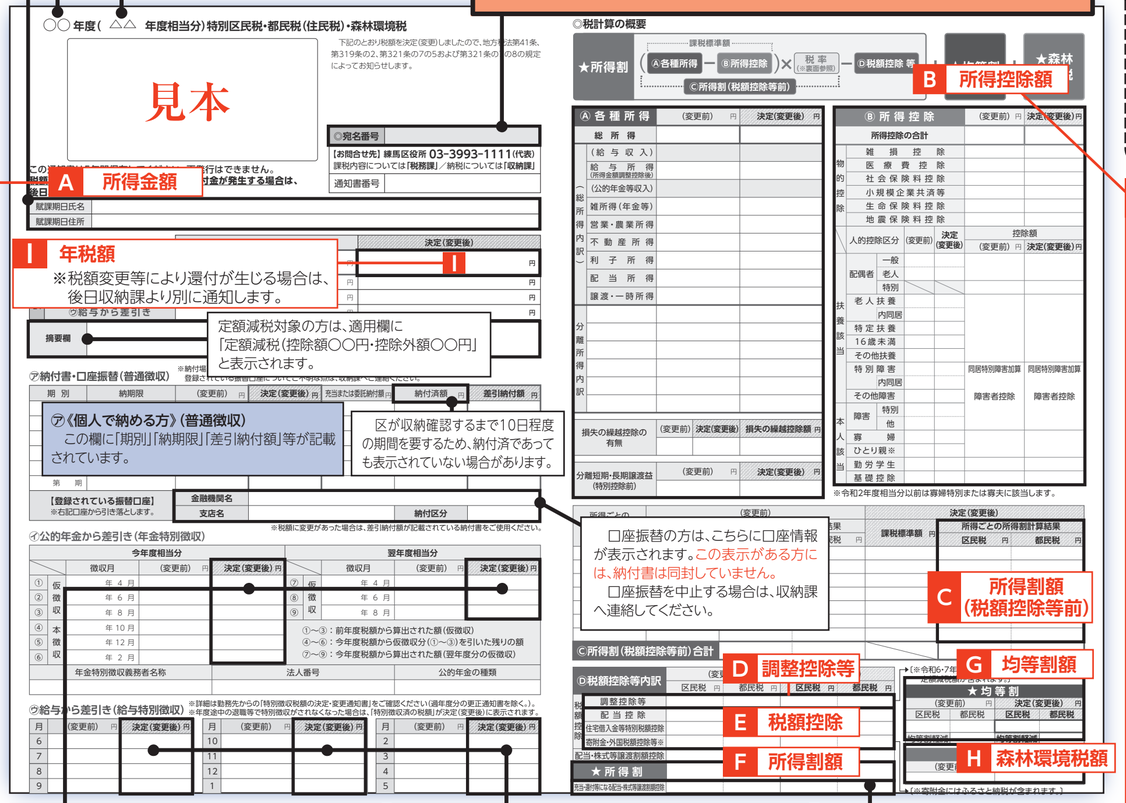

年税額の計算

収入金額 − 必要経費 ＝ 合計所得金額◇ ➡ 総所得金額等◆ − 所得控除額 ＝ 課税総所得金額等（課税標準額） × 税率※ ＝ 所得割額（税額控除等前） − 調整控除額 − 税額控除額 − 株式等譲渡所得割額控除額 ＝ 所得割額 ＋ 均等割額 ＋ 森林環境税額 ＝ 年税額

A　B　C　D　E　F　G　H　I

【合計所得金額 ◇】住民税の課税の対象となる各種所得金額の合計額

【総所得金額等 ◆】合計所得金額から、繰り越すことが認められている損失額を差し引いた金額

※ 申告分離課税分は、給与等の他の所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。

※定額減税対象の方は、この段階で控除します。

B 所得控除額

所得控除の種類によっては、**控除額や控除の限度額が所得税の控除額等と異なります。**

《 人的控除 》

控除の種類	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 900万円以下 住民税控除額	900万円以下 所得税控除額	900万円超～950万円以下 住民税控除額	900万円超～950万円以下 所得税控除額	950万円超～1,000万円以下 住民税控除額	950万円超～1,000万円以下 所得税控除額
配偶者控除（70歳未満）	48万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
老人配偶者控除（70歳以上）	48万円以下	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	95万円超 100万円以下		36万円		24万円		12万円
	100万円超 105万円以下	31万円		21万円		11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円		18万円		9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円		14万円		7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円		11万円		6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円		8万円		4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円		4万円		2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円		2万円		1万円	

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。

控除の種類				住民税控除額	所得税控除額
扶養該当	老人扶養			38万円	48万円
		同居老親等		45万円	58万円
	特定扶養			45万円	63万円
	16歳未満（年少扶養）			0円	0円
	その他扶養			33万円	38万円
	障害	特別障害		30万円	40万円
			同居特別障害	53万円	75万円
		その他障害		26万円	27万円
本人該当	障害	特別障害		30万円	40万円
		その他障害		26万円	27万円
	寡婦			26万円	27万円
	ひとり親			30万円	35万円
	勤労学生			26万円	27万円
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下		43万円	48万円
		2,400万円超 2,450万円以下		29万円	32万円
		2,450万円超 2,500万円以下		15万円	16万円
		2,500万円超		0万円	0万円

※「扶養該当」の対象となるのは、納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族です。

（生計を一にし、事業専従者ではなく、合計所得金額が**48万円以下**などの条件があります。）

《 生命保険料控除 》※ 各区分の控除がある場合の**合計控除限度額は70,000円**です。

● **新契約に基づく控除額**（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）：新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料

● **旧契約に基づく控除額**（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）：旧生命保険料、旧個人年金保険料

保険料支払額（円）	控除額	保険料支払額（円）	控除額
12,000以下	全額	15,000以下	全額
12,001～32,000	支払金額×1/2+ 6,000円	15,001～40,000	支払金額×1/2+ 7,500円
32,001～56,000	支払金額×1/4+14,000円	40,001～70,000	支払金額×1/4+17,500円
56,001以上	28,000円	70,001以上	35,000円

● 生命保険料または個人年金保険料で、新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額

適用する生命保険料控除	新契約のみ適用	旧契約のみ適用	新契約と旧契約両方を適用
控除額	新契約に基づき算定した控除額	旧契約に基づき算定した控除額	新契約、旧契約に基づき算定した控除額の合計額
控除限度額	28,000円	35,000円	28,000円

《 社会保険料控除 》

社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料など）を支払った金額。

《 地震保険料控除 》※ 両区分がある場合の**合計控除限度額は25,000円**です。

地震保険料 保険料支払額（円）	控除額	（旧）長期損害保険料 保険料支払額（円）	控除額
50,000以下	支払金額×1/2	5,000以下	全額
50,001以上	25,000円	5,001～15,000	支払金額×1/2+2,500円
		15,001以上	10,000円

《 小規模企業共済等掛金控除 》

小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金（個人型・企業型）、心身障害者扶養共済掛金を支払った金額。

《 雑損控除 》以下①②のいずれか多い金額

① （損失額 − 保険等により補てんされた金額） − （総所得金額等 ×10%）　② （災害関連支出の金額 − 保険等により補てんされた金額） − 5万円

《 医療費控除 》※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）とは**併用できません。**

（支払った医療費の総額） − （保険等で補てんされた金額） − （10万円 または 総所得金額等の5%のいずれか少ない金額） ＝ 控除額　※ 控除限度額は200万円です。

医療費控除の特例　（スイッチOTC医薬品購入額（総購入額上限10万円）） − 12,000円 ＝ 控除額　※ 控除限度額は88,000円です。